

# 【大阪市中学校体育連盟規約】

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は昭和22年6月19日に設立し、大阪市中学校体育連盟（以下連盟という）と称する。

### (所在地及び事務局)

第2条 連盟の所在地及び事務局を会長在任校におく。

### (目 的)

第3条 連盟は大阪市中学校のスポーツの普及発展に務め、健全明朗なる心身の醸成を計るをもって目的とする。

### (事 業)

第4条 連盟は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 中学校における体育・スポーツの指導・奨励
- (2) 各種行事の開催
- (3) その他連盟の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

### (組 織)

第5条 連盟は大阪市内の中学校及び、中学部等をもって組織する。

2 各校の校長、運動部顧問、保健体育科主任、部活動指導員をもって、会員とする。

### (構 成)

第6条 連盟は次の支部をおく。

- (1) 第1支部（此花、港、西淀川、淀川、東淀川区）
- (2) 第2支部（北、都島、福島、東成、旭、城東、鶴見区）
- (3) 第3支部（中央、西、大正、浪速、住之江、住吉、西成区）
- (4) 第4支部（天王寺、生野、阿倍野、東住吉、平野区）

2 支部規則については別に定める。

### (種 目)

第7条 連盟に次の専門部をおく。

- ①陸上競技 ②水泳競技 ③軟式野球 ④ソフトボール ⑤ソフトテニス
- ⑥ラグビー ⑦サッカー ⑧バスケットボール ⑨卓球 ⑩体操競技
- ⑪相撲 ⑫柔道 ⑬剣道 ⑭バドミントン ⑮ハンドボール
- ⑯バレーボール ⑰ダンス ⑱スキー・野外活動 ⑲テニス ⑳少林寺拳法

2 専門部規則については別に定める。

## 第3章 本部役員会・理事会

### (本部役員会構成)

第8条 連盟に、本部役員会として次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名

- (5) 支部長 4名
- (6) 副支部長 4名
- (7) 会計 2名
- (8) 会計監査 3名

2 本条に定めたるものその他、顧問及び参与、幹事をおくことができる。

#### (理事会構成)

**第9条** 連盟に、理事会として役員会と次の理事をおく。

- (1) 専門部長 20名
- (2) 専門部理事 40名
- (3) 支部理事 8名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 推薦理事 若干名

2 本条に定めたる理事会の他、必要に応じて、役員会と常任理事とで、常任理事会を招集することができる。

3 推薦理事は、役員会及び各専門部より推挙されたものとする。

#### (役員の指名)

**第10条** 役員は、指名委員が選任する。

- 2 指名委員は、理事会の中から会長が委嘱する。
- 3 指名委員は、理事会推挙のもと全体連絡調整会議にて、承認を図る。
- 4 ただし、支部長については、各支部の推薦により会長がこれを委嘱する。

#### (理事の選出)

**第11条** 専門部長は、専門部委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

- 2 常任理事は、理事連絡調整会議において理事の中から推薦する。
- 3 理事は、各支部及び専門部から選出されたもの、ならびに理事連絡調整会議において、推薦されたものとする。

#### (役員・理事の任務)

**第12条** 会長は、連盟を代表し統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会務の一切を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 支部長は、支部を代表統轄する。
- 6 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 専門部長は、当該専門部の業務を掌理する。
- 8 常任理事は常務にあたる。
- 9 各支部から選出する理事は2名とし、重要事項を審議する。
- 10 各専門部から選出する理事は2名とし、重要事項を審議する。
- 11 推薦理事は、重要事項を審議する。ただし、その後の各年度において、理事会等に一度も出席なき場合は、解任とする。（教頭職はその限りではない）
- 12 会計は、財務を分掌する。
- 13 会計監査は、財務を監査する。
- 14 幹事は、庶務を分掌する。
- 15 顧問・参与は、本連盟の諮問に応ずる。

#### (顧問・参与・幹事の委嘱)

**第13条** 顧問・参与は、理事会の推挙により会長がこれを委嘱する。

- 2 幹事は、理事会の推挙により会長がこれを委嘱する。

#### (他の構成員と任務)

**第14条** 専門部委員は各専門部から支部毎に2名選出する。

- 2 専門部委員は各専門部会務の運営にあたる。また、専門部委員の中から推薦された委員は、推薦理事として理事会の構成員となる。

#### (役員・理事の任期)

**第15条** 本部役員・理事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその任務を行う。
- 3 理事会において、必要と認められた、補欠または増員された役員・理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

**第16条** 連盟の会議は、役員連絡調整会議、理事連絡調整会議、全体連絡調整会議会とし、必要に応じて、常任理事連絡調整会議を開催する。

- 2 各会議は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 会議はすべての定数1/3以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数とする。
- 4 議決権は、各連絡調整会議構成員すべてにあるが、支部理事及び専門部理事は、1名とする。

#### (役員連絡調整会議)

**第17条** 役員連絡調整会議は、理事連絡調整会議での審議事項の内容によってあらかじめ精選、整理する必要性に応じて開催される。

- 2 必ず、理事連絡調整会議以前に開催する。
- 3 議長は、理事長が行う。
- 4 欠席者については、すべての審議事項について委任したものと判断する。

#### (理事連絡調整会議)

**第18条** 理事連絡調整会議は、本連盟の最高議決機関とする。

- 2 本連盟すべての事業運営は、理事連絡調整会議にて承認されなければならない。
- 3 年間計画より、定例に開催される。
- 4 議長は、理事長が行う。
- 5 本部役員・理事及び各部よりの提案・審議事項については、あらかじめ定例会の一週間前までに、理事長に通知する。なお、役員連絡調整会議または、理事連絡調整会議までに、書面を準備するものとする。
- 6 欠席者については、すべての審議事項について委任したものと判断する。
- 7 必要に応じて、会長判断にて臨時招集することもできる。

#### (全体連絡調整会議)

**第19条** 全体連絡調整会議は、本連盟構成員及び、会員をもって、毎年一回これを開催し会務を報告する。

- 2 原則として、毎年4月第三金曜日に開催する。
- 3 事業遂行上必要な場合のみ、臨時全体連絡調整会議の開催もありうる。
- 4 各表彰は、全体連絡調整会議にて授与する。

#### (常任理事連絡調整会議)

**第20条** 常任理事連絡調整会議は、本連盟三委員会の主要事項を分担し、審議執行する。

- 2 三委員会とは、総務・庶務・研究の各委員会とする。
- 3 必要に応じて、開催される。
- 4 議長は、理事長が行う。

## 第5章 表 彰

**第21条** 本連盟の振興や発展に寄与され、専門部並びに学校長より推挙されるものを、全体連絡調整会議にて会長がこれを表彰する。

2 表彰に関する内規は別に定める。

## 第6章 会 計

### (事業費の構成)

**第22条** 連盟の経費は次により支弁する。

- (1) 会計
- (2) 寄付金
- (3) その他

### (基本的事項)

**第23条** 会計に関する細則は別に定める。

### (会計年度)

**第24条** 連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 附則

### (規約改正)

**第25条** 本連盟規約の施行・改正については、役員連絡調整会議にて審議立案し、理事連絡調整会議において承認され、全体連絡調整会議にて施行される。

昭和22年6月19日制定
昭和25年7月1日改正
昭和26年5月12日改正
昭和27年5月17日改正
昭和31年5月6日改正
昭和44年5月19日改正
昭和46年5月6日改正
昭和47年5月2日改正
昭和48年5月4日改正
昭和50年5月6日改正
昭和61年5月2日改正
平成元年2月13日改正
平成2年6月27日改正
平成7年3月3日改正
平成9年4月25日改正
平成23年4月22日改正
平成30年2月27日改正
令和2年4月15日改正
令和7年4月24日改正

# 【大阪市中学校体育連盟 支部規則】

## 第1章 総 則

**第1条** 大阪市中学校体育連盟 第〇支部（以下 第〇支部という）と称する。

**第2条** 第〇支部の事務局を、支部長在任校におく。

**第3条** 第〇支部は大阪市中学校のスポーツの普及発展に務め、健全明朗なる心身の醸成を計るをもつて目的とする。

**2** 第〇支部は常に本部役員会の方針に沿って運営を進めていく。

**第4条** 第〇支部は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 中学校における体育・スポーツの指導・奨励
- (2) 各種行事の開催
- (3) その他連盟の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

**第5条** 第〇支部は支部内の大阪市中学校体育連盟に加盟している学校をもって組織する。

**2** 各支部は以下のように構成する。

- (1) 第1支部（此花、港、西淀川、淀川、東淀川区）
- (2) 第2支部（北、都島、福島、東成、旭、城東、鶴見区）
- (3) 第3支部（中央、西、大正、浪花、住之江、住吉、西成区）
- (4) 第4支部（天王寺、生野、阿倍野、東住吉、平野区）

## 第3章 役 員

**第6条** 第〇支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 理事 2名
- (4) 専門部委員 若干名

**第7条** 支部長・副支部長については、本部役員にて推薦し、会長がこれを委嘱する。

**2** 支部長は、第〇支部を代表統括する。

**3** 副支部長は、支部長を補佐する。

**第8条** 理事は支部から選出する。

**2** 理事2名は、本部理事会の構成員となり、支部運営も含めて重要事項を審議する。

**第9条** 専門部委員は、各専門部から選出されたものとする。

**2** 専門部委員は、会務の審議にあたる。

**第10条** 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

**2** 役員に欠員が生じた時は、補欠役員を選出し任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 議

**第11条** 第〇支部の会議は、第〇支部役員連絡調整会議、第〇支部全体連絡調整会議会とする。  
2 各会議は必要に応じて開催し、支部長がこれを招集する。

**第12条** 第〇支部役員連絡調整会議は、第〇支部の重要事項を審議決定する。

**第13条** 第〇支部全体連絡調整会議は全会員をもって、毎年1回これを開催し、会務を報告する。

昭和46年5月 6日制定  
平成23年4月22日改正  
令和 2年4月15日改正

# 【大阪市中学校体育連盟 専門部規則】

## 第1章 総 則

**第1条** 大阪市中学校体育連盟 ○○専門部（以下 ○○専門部という）と称する。

**第2条** ○○専門部の事務局を、専門部理事在任校におく。

**第3条** ○○専門部は大阪市中学校の○○競技の普及発展に務め、健全明朗なる心身の醸成を計るをもって目的とする。

**2** ○○専門部は常に本部役員会の方針に沿って運営を進めていく。

**第4条** ○○専門部は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) ○○競技の指導・奨励
- (2) ○○競技会の開催
- (3) その他○○専門部の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

**第5条** ○○専門部は、大阪市中学校体育連盟に所属する○○専門部をもって組織する。

## 第3章 役 員

**第6条** ○○専門部に次の役員をおく。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 理 事 2 名
- (3) 委 員 8 名（原則として）

**第7条** 部長は、専門部の推薦により、会長がこれを委嘱する。

**2** 部長は、○○専門部の業務を掌握する。

**第8条** 理事は専門部から選出する。

**2** 理事2名は、本部理事会の構成員となり、支部運営も含めて重要事項を審議する。

**3** 理事は、部長の指示を受け業務を処理する。

**第9条** 委員は、専門部の顧問から各支部ごとに2名選出する。（状況に応じて、支部間の兼務も有）

**2** 委員のうち1名を、推薦理事とする。

**3** 委員は、会務の審議にあたり、支部役員会の構成員となる。

**第10条** 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

**2** 役員に欠員が生じた時は、補欠役員を選出し任期は前任者の残任期間とする

## 第4章 会 議

**第11条** ○○専門部の会議は、○○専門部委員連絡調整会議・○○専門部全体連絡調整会議会・○○専門部支部連絡調整会議とする。

**2** 各会議は必要に応じて開催し、部長がこれを招集する。

**第12条** 委員会は、〇〇専門部の重要事項を審議決定する。

**第13条** 〇〇専門部全体連絡調整会議・〇〇専門部支部連絡調整会議は加盟校全顧問をもって、必要に応じてこれを開催し、会務を報告する。

昭和46年5月 6日制定  
平成 8年5月10日改正  
平成23年4月22日改正  
令和 2年4月15日改正

# 大阪市中学校体育連盟 理事会 申し合わせ事項

## 1 大会について

- ① 1年間の大会行事は、春季総体・秋季総体・支部大会の3大会と、夏には水泳競技大会、冬には駅伝大会（於：長居）がある。大阪市中学校体育連盟並びに、大阪市教育委員会主催の大会は、大阪市中学校体育連盟理事会が承認した大会で、大会要項、依頼文等に発刊番号を付した（支部大会関係書類は除く）大会である。

### ☆文書の発出及び発刊番号の取得について

- ・大会要項や依頼文の発出は1か月前を目安とする。
- ・発刊番号の取得は、副理事長：\_\_\_\_\_中\_\_\_\_\_先生にSKIPポータルの個人連絡にて申し出る。その際、作成した要項等の鑑文を添えて依頼する。  
(文書の送付先 → 副会長：\_\_\_\_\_中\_\_\_\_\_先生及び上記の副理事長)
- ・担当者が文書内容を確認したうえで、副理事長が発刊番号を交付する。

※大会開催時期にあわせて文書が多数発出されるため、発刊番号の交付手続きが煩雑になっている。担当者の滞りない交付業務遂行のため、依頼から交付までの期間に余裕を持って依頼する。

- ② 大会要項、依頼文などの発出については、各々の書式例を参考に作成し、必ず全校長宛てに送付する。また、①に示す発刊番号を付した大会関係書類は、会長及び理事長にSKIPポータルの個人連絡にて一部ずつ送付する。
- ③ ①に示す発刊番号を付した大会が終了すれば、休業日明けすぐの課業日にSKIPポータルの個人連絡にて副理事長：\_\_\_\_\_中\_\_\_\_\_先生に報告する。その際、あわせて記録担当理事：\_\_\_\_\_中\_\_\_\_\_先生に大会結果を報告する。

### ☆事故が発生した場合について

- ・大会開催中に事故が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、会長または理事長に、部長もしくは理事から速やかに報告する。あわせて、事故報告書を作成し会長宛に送付する。

- ④ 春季・秋季大会へ結びつける予選会は、各専門部予算で運営する。
- ⑤ 支部（ブロック）大会は、年一回の開催とし、各支部の行事担当理事は、支部長と共に各部担当者を招集し、年間計画を立て実施する。各部担当者は、会計担当理事に予算を請求し大会運営を行う。（予算請求の方法は、「会計執行の手続きについて」の項を参照。）
- ⑥ 支部大会は支部長を中心に理事（2名）が、各部担当者を必ず招集し、いつ・どこで・どのような方法で大会実施するのか計画を立て、予算執行の方法を順守させ大会を運営させる。
- ⑦ 支部大会の開催または、役員の招集を行う場合は、書式例を参考にして作成し、案文の段階で支部長及び理事に送付し承認を得て、1か月前には支部内の全ての校長に送付する。その際、大会要項、依頼文には支部長名を明記（発刊番号は不要）する。
- ⑧ 支部大会関係の書類は、支部長及び支部行事担当理事にSKIPポータルの個人連絡にて一部ずつ送付する。

- ⑨ 支部大会が終了すれば、その結果を支部長及び理事（2名）に SKIP ポータルの個人連絡にて報告する。

## 2 理事の中体連関係の出張について

- 出張に係る用務は「大阪市中体連連絡調整会議」と記入する。

## 3 大会運営の予算請求について

- ① 専門部会計担当理事は、大会が実施される前の月の25日までに、支出決裁書、支出明細書に（記入例参照）所定の事項を記入、捺印のうえ、大会要項等とともに本部会計担当者に提出する。事後の支払いはしない。
- ② 支部会計担当理事も、上記①の方法で各支部の各部担当者から、支出決裁書、支出明細書、大会要項等を提出させる。
- ③ 専門部、各支部の会計担当理事は、提出された書類に基づいて、支出についての予算の有無、支出予定金額の適否等の検討を行い、支障がないと認めたときは、捺印のうえ、それぞれ会長また、各支部長へ提出する。
- ④ 会長、支部長は決済を行った後、それぞれの会計担当理事に支払いを命ずる。
- ⑤ 専門部、支部各部の会計担当は、支出明細書、役員費支給明細書、グランド使用領収書、その他領収書を、支出精算書の裏面に添付し、成績結果等を記入したプログラム等を添えて、執行後一週間以内に本部会計、支部会計担当理事に提出する。  
なお、不足額の生じた時は、その分につき、あらためて支出決裁書を提出する。
- ⑥ 会計監査（中間、決算）は、期限を決めて行う。

## 4 その他

- ① 賞状、楯等、その他必要なものは、本部で一括作成する。
- ② 各専門部は、大阪市中学校体育連盟主催大会の実施中に発生した事故に対して、適切な処置を行い、速やかに会長または、理事長に報告する。事故報告については、別紙書式を参考に作成し提出する。

改正 令和7年2月28日 理事会（1①、③）

## 【大阪市中学校体育連盟 会計規則】

**第1条** 本規則は、大阪市中学校体育連盟規約第23条の定めるところに従い、本連盟会計の基本的事項について定めることを目的とする。

**第2条** 本連盟の会費は、連盟会長が一括して市教委より受領する。但し、国私立中学校は、大阪市立中学校の算定基準による。

2 会費は、1学校あたり45,000円とする。

**第3条** 本連盟運営費は本部、支部、専門部に分けて予算立案の上、理事会の承認により会長の責任において執行する。

**第4条** 本部運営費、専門部運営費はすべて会長が保管し、必要に応じ所定の手続きにより支出する。

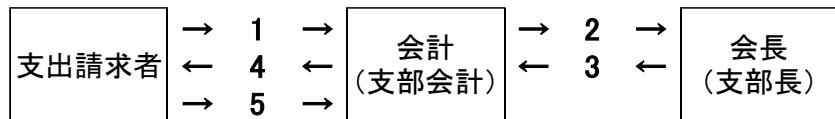
**第5条** 支部運営費は支部長が保管し、必要に応じ所定の手続きにより支出する。

**第6条** 本規則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

昭和46年5月 6日制定  
昭和61年5月 2日制定  
平成20年5月23日制定  
平成23年4月22日改正

## 【会計執行の手続きについて】

### 《処理順序》



- 1 支出請求者は事前 (実施前月の 25 日締め切り) に、支出決裁書・支出明細書に所定の事項を記入・押印のうえ、大会要項等関係書類と共に、本部・専門部運営費については本部会計へ、支部運営費については支部会計へ提出する。……事後の支払いはしない。
- 2 会計・支部会計はこの支出について、予算の有無、支出予定額の適否などの検討を行い支障がないと認めたときは押印のうえ、それぞれ会長・支部長へ提出する。
- 3 会長・支部長は決裁を行った後、それぞれ会計・支部会計に支払いを命ずる。
- 4 会計・支部会計は支出請求者に対し、支出決裁に基づき支払いを行い、支出明細書を返付する。
- 5 支出請求者は、支出明細書に基づき執行する。  
執行後 1 週間以内に支出精算書（領収書を裏面に添付）と行事を実施した場合は、成績を記入したプログラムを会計または、支部会計に提出する。  
なお不足額の生じたときは、その分につき、あらためて支出決裁書を提出すること。

### 《執行基準》

- 1 会議費・・・
  - ◎1回につき人数×150 円以内、委員会として年2回以内。
  - ◎顧問全体連絡調整会議は認めない。
- 2 事務費・・・
  - ◎印刷費・事務用品（鉛筆、ボールペン、マジック等）は不可。
  - ◎必要な場合は、現物支給する。
- 3 役員費・・・
  - ◎半日は 500 円、全日は 1,000 円
  - ◎教員特殊業務手当を申請している日は役員費を受け取ることはできない。  
また、管内出張命令簿を提出している場合でも同様である。
  - ◎講師謝礼は中学校関係・大学生は 1,000 円
  - ◎協会・大学関係者は 2,000 円
- 4 用具類・・・
  - ◎その時限りの単発的な物品は可。しかし、数年継続して使用できるものは不可。
  - ◎「各校での持ち寄りを原則とする」の精神は変わらないものとする。
  - ◎個人持ちが望ましい物品も不可。
  - ◎その他、不明なものは財務委員会にて隨時検討する。

### 【購入可能物品】

紙雷管、電池、コピー用紙、プログラム（駆伝）、すべり止め（ロージン）、試合球、ラインテープ、ライン消しテープ、紅白テープ、シャトルコック、デジタルビデオテープ、地図、珪藻土、プール消毒用薬品、更紙、石灰

- 5 会場・・・半日は 500 円、全日は 1,000 円
- 謝礼費
  - ◎大阪市立中学校が会場のときは支払わない。国立、私立学校のみ支払う。
  - （学校長印の領収書が必要）
- 6 その他・・・
  - ◎賞状・賞品の必要なものは本部で一括作成する。
  - ◎大会等実施中の事故に対しては、すみやかに適切な処理を行い、会長または理事長に報告し、（別紙）事故報告書を提出する。

支 出 決 裁 書		本部・支部会計が記入 No.〇〇			
平成〇〇年度		決 済 平成〇・〇・〇 会長または支部長 決済日			
大阪市中学校体育連盟歳出					
款 〇支部運営費 か〇専門部運営費		会 長	支部長	会 計	記 簿
項	種目名	(印)	(印)	(印)	(印)
本部、支部会計が行う					
金額	百万 円	千 円			
	￥ か (印)	1 0 0 0 0			
ただし、使途別紙明細のとおり					
上記のとおり請求します。					
平成〇年〇月〇日 <b>請求した年月日</b>					
住 所 <b>所属校名、陸上部会計理事等</b>					
氏 名 <span style="float: right;">(印) <b>氏名に重ねない 朱肉を使用</b></span>					
大阪市中学校体育連盟会長 殿					
上記の金額領収しました。					
平成〇年〇月〇日 <b>受け取った年月日</b>					
住 所 <b>所属校名、陸上部会計理事等</b>					
氏 名 <span style="float: right;">(印) <b>氏名に重ねない 朱肉を使用</b></span>					
收 入 印 紙					
大阪市中学校体育連盟会長 殿					

※各年月日は、請求 → 決済 → 領収の順になる。（同一日でも可）※

平成〇〇年度		支 出 明 細 書			決裁書と一致 No.〇〇
項 陸上部 等 種目名		実施日 平成〇・〇・〇			
行事名 大会名 等		場 所 ◎ ◎ ◎			検 収 印 行事理事
内 訳	摘要		数 量	単 価	合 計
支 出 精 算 書					
受 領 額		執 行 額		差 引 残 額	
百 万 円	千 百 十 円	百 万 円	千 百 十 円	百 万 円	千 百 十 円
聖 か 印 1	0 1 0	聖 か 印 1	0 1 0	聖 か 印 0	0 0 0
理 由					
・差引残額が0でない場合にのみ、記入。残った場合は、戻入となる。					
・執行額が、受領額を上まわる場合は、その分について決裁書が必要					
上記の通り精算報告します。 報告年月日 平成〇年〇月〇日					

※行事実施後、一週間以内に、本部・支部会計に提出

金額										円
百	万	支 付 申 出		千	百	十	个	角	分	
金	額			1	0	0	0	0	0	

金額	百	千	万	円
一〇〇〇	一	〇	〇	〇

ただし (大会名 ○○大会) 会場謝礼費

上記の金額領収しました。

平成 ○年 ○月 ○日

住所 所属校名 または 中体連役職名

氏名印 ◎ △ ◎ △ (印) 朱肉使用

大阪市中学校体育連盟会長 殿

### 【役員会、抽選会などで役員等の派遣を依頼する場合の書式】

大阪市中体連発第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

〇〇中学校長様

大阪市中学校体育連盟  
会長 〇〇 □□  
〇〇部長 □□ △△

大阪市中学校体育連盟〇〇部〇〇会  
連絡調整会議の開催について（依頼）

標記の会議を、下記により開催します。つきましては、貴所属〇教諭のご派遣方よろしくお取り計らいください。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 案 件  
注：表題並びに、案件に「総会」という言葉は使用しない。  
(例) 全体会、抽選会、連絡調整会 等々

大阪市中体連発第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇様

大阪市中学校体育連盟  
会長 〇〇 □□  
〇〇部長 □□ △△

大阪市中学校体育連盟〇〇部〇〇会  
連絡調整会議の開催について（通知）

標記の会議を、下記により開催します。つきましては、公務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 案 件  
注：表題並びに、案件に「総会」という言葉は使用しない。  
(例) 全体会、抽選会、連絡調整会 等々

\*左（依頼）、右（通知）を2枚セットで、所属校長宛に送付してください。

### 【春・秋の総合体育大会開催要項についての書式】

大阪市中体連発第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

〇〇中学校長様

大阪市中学校体育連盟  
会長 〇〇 □□  
〇〇部長 □□ △△

大阪市中学校〇季総合体育大会〇〇の部  
〇〇〇大会開催について

標記の大会を、下記により開催しますので、貴校選手並びに引率教諭のご派遣方よろしくお願ひいたします。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 内 容（申し込み方法など）

### 【支部大会開催要項についての書式】

平成〇年〇月〇日

〇〇中学校長様

大阪市中学校体育連盟  
〇〇部長 〇〇 □□  
〇〇部担当△△ □□

第〇支部〇〇〇大会開催について

標記の大会を、下記により開催しますので、貴校選手並びに引率教諭のご派遣方よろしくお願ひいたします。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 内 容（申し込み方法など）

## 【事故報告書】

平成〇年〇月〇日

大阪市中学校体育連盟会長 様

大阪市〇〇中学校  
市中体連〇〇部理事  
〇□ 〇□

### 生徒事故報告書

1. 事故者名前（生年月日）

2. 学校名・学年

3. 事故の程度

4. 発生日時

5. 場 所

6. 大会名

7. 事故の概要

8. 事故の処置

9. 会場の状況

## 【学校施設借用願い】

平成〇年〇月〇日

大阪市立〇〇〇中学校  
校長 〇〇 〇〇様

大阪市中学校体育連盟  
会長 〇〇□□または(第〇支部長 □□△△)  
〇〇部長 △△◎◎(または〇〇部専門委員 △□ △□)

### 学校施設借用願い

平素、市中学校体育連盟行事について、ご支援を賜り感謝しております。

さて、今般、下記行事実施にあたり、貴校施設を借用いたしたく、何かとご迷惑をおかけしますが、何卒格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

大会名						
種目						
日時	平成 年 月 日 時 ~ 時					
	平成 年 月 日 時 ~ 時					
借用施設						
参加人員 (概数)	(性別) (人員)					
会場責任者	所属校 名前			□		
				□		

## 【運動部活動指導者功労賞表彰内規】

大阪市中学校体育連盟理事会

### 専門部推薦規定

#### 《運動部活動指導者功労賞》

- 1 大阪市中学校体育連盟専門部の振興に、常に献身的に努力され、成績のいかんに関わらず本連盟の発展に寄与され、推挙されるもの。
- 2 運動部活動において、熱心に取り組み 10 年以上一貫して指導に専念され、かつ、校長が推挙されるもの。

※①中体連役員、理事等で表彰された人または、される予定の人（現在理事）も対象とする。  
※②受賞対象者は、毎年 1 名とする。

#### 《運動部活動指導者特別功労賞》

近畿大会、並びに全国大会などに、数年継続して出場させ多大の成果を残し、大阪市中学校体育連盟の発展に寄与され、かつ校長も推挙する指導者。

※①中体連から過去に表彰された人（10 年、20 年表彰等）も対象者になる。  
※②現在役員、理事等にたずさわっている人は省く。しかし、現在はなれている人は対象者になる。  
※③対象者は、毎年 1 名とする。

（平成 2 年 6 月 27 日決定）  
（平成 5 年 3 月 5 日決定）

\* 上記の規定に該当される者があれば、1 月末日までに別紙推薦書を、本部〇〇中学校〇〇〇〇大阪市中学校体育連盟会長迄、ご恵送ください。  
尚、本部において推薦し、全体会にて表彰いたします。

## 【理事表彰内規】

大阪市中学校体育連盟理事会

大阪市中学校体育連盟は、下記に該当する者に対して、総会時に感謝状を贈呈する。

- 1 本部、支部、専門部役員、推薦理事の役職になって、通算 10 年以上の者
- 2 退職のとき、本部役員であった者  
但し、過去 3 期（6 年）以上、役員として活躍された者

昭和 57 年 1 月 8 日決定  
平成 2 年 6 月 27 日改定

- 3 本部、支部、専門部役員、推薦理事の役職になって、通算 20 年以上の者

昭和 62 年 6 月 5 日決定

## 【運動部活動指導者功労賞表彰推薦書】様式

平成 年 月 日

大阪市中学校体育連盟  
会長様

### 大阪市中体連運動部活動指導者功労賞表彰推薦について

標記のことについて、つぎの者を推薦いたします。

記

#### 1 候補者

・ 功 労 賞

・ 特別功労賞

どちらかを○で囲んでください

フリガナ	
名 前	
生年月日	
運動部活動名	
所属校名	
現 住 所	〒
電 話	( )

#### 2 業 績

① 自 年 月 日	学 校 名
至 年 月 日	運動部活動名
② 自 年 月 日	学 校 名
至 年 月 日	運動部活動名
③ 自 年 月 日	学 校 名
至 年 月 日	運動部活動名

#### 3 推薦理由

運動部活動での取り組み、専門部などで寄与されている事柄など、箇条書きでお書きください。


以上の理由で、上記の者を運動部活動指導功労者として推薦いたします。

専門部部長 名 前

印

所属学校長 名 前

印

## 【慶弔内規】

大阪市中学校体育連盟理事会

### 1 慶 事

- (1) 本部、支部、専門部役員及び推薦理事（以下、理事という）が表彰等を受けた場合は、祝意を表する。
- (2) 理事が結婚した場合、祝い金（1万円）を贈る。
- (3) 理事または配偶者が出産した場合、祝い金（1万円）を贈る。

### 2弔 事

- (1) 理事が死亡の場合は、檻もしくは供花と、香料（2万円）を贈る。
- (2) 理事の父母・配偶者・子女並びに、配偶者の父母が死亡の場合は、檻もしくは供花と、香料（1万円）を贈る。
- (3) その他の場合については、役員会で協議する。

### 3 病気見舞い

理事が入院し、その期間が1週間程度以上にわたるときは、5,000円程度の見舞をする。

### 4 その他

理事は、年間1,000円を会費として、年1回納める。

平成 7年5月12日

平成16年4月23日 一部改正

平成24年4月27日 一部改正

令和 4年5月 9日 一部改正

## 《参考資料》

### 【部活動の位置付け及び 教員の服務上の取扱いについて(府費教員及び市費教員)】

—平成24年8月2日付 教委校(中)39号、(高)35号、(支)31号—

#### 教員の部活動指導の服務上の取扱い

##### 1. 生徒引率(指導)を行う場合

###### (1) 勤務時間内の部活動指導

- ・学校運営に支障のない限り、原則として「公務」として取扱うこととする。
  - ・学校外において活動を行う場合には、出張として取扱い、出張旅費を支給することとし、学校内において活動を行う場合と同様に、公務災害の適用を求めることがある。
- ※課業期間、長期休業期間のいずれにおいても、同様とする。

###### (2) 平日の勤務時間外の部活動指導

- ・部活動指導が平日の勤務時間外に及ぶこともあるが、学校の管理下で行われる場合には、公務災害の適用を求めることがある。
- ※ただし原則として、部活動指導については、勤務時間内に終えることが望ましい。

###### (3) 週休日等の部活動指導

- ・学校の管理下で行われる活動である場合には、特殊業務手当の支給対象とし、公務災害の適用を求めることがある。
- ・管内で開催される「公式戦、文化部の公式の大会等(以下「公式戦等」という)」に参加する場合には、教員特殊業務手当の支給対象とし、公務災害の適用を求めることがある。
- ・管外で開催される「公式戦等」に参加する場合には、出張として取扱い、出張旅費を支給することとし、勤務日の振替等が可能となる。また公務災害の適用を求めることがある。

※週休日とは、土曜日、日曜日及び祝日等、勤務を要しない日をいう。

※「管内」とは、近畿二府四県及び三重県への日帰り出張をいう。

※週休日等の活動については、学校週5日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、適切な活動日数、時間を設定することが望ましい。

※「公式戦等」とは、大阪市・大阪市教育委員会及び大阪府・大阪府教育委員会並びに、各中体連、各高体連、各中文連及び各高文連などが主催するものとする。

###### (4) 合宿等〈泊を伴う練習及び練習試合〉の部活動指導《高等学校のみ》

- ・学校の管理下で行われる合宿等である場合には、学校運営に支障のない限り、出張として取扱い、公務災害の適用を求めることがある。

##### 2. 教員のみが参加する場合

- ・教員のみが、勤務時間内及び週休日において、部活動の活性化を図る観点から「公式戦等」の実施に必要な会議、役員会議、顧問会議、講習会、大会運営、審判員等に出席・参加する場合について、生徒の参加可能性及び主催団体に対する本市教育委員会の関与の度合いという観点から、府レベルのものと、全国・近畿レベルのものとに分けて取扱うこととする。

## (1) 府レベル

- ・学校運営に支障のない限り、原則として「公務」として取扱い、出張旅費を支給し、公務災害の適用を求めることがある。また、週休日等については勤務日の振替等を可能とする。

※主催団体から旅費が支給される場合については、公費で支給しない。

## (2) 全国・近畿レベル

- ・職務専念義務免除の基準に該当すると認められる場合には、職務専念義務免除の取扱いを行うこととする。この場合、公務災害の適用はされない。
- なお、大阪府で開催される全国・近畿レベルのものに出席・参加する場合は、府レベルとして取扱うこととする。

(注) 特別支援学校については、全国レベルにおいても学校数が少ないため、「(2)全国・近畿レベル」についても「(1)府レベル」として取扱うこととする。

		出張旅費	公務災害	教員特殊業務手当	職務免除	週休日の振替	備考
生徒 引率	公式戦等への参加	×	○	○	×	×	管内(週休日)
		○	○	×	×	×	管内(勤務日)
		○	○	×	×	○	管外
	勤務時間内の部活動指導	○	○	×	×	×	
	平日の勤務時間外の部活動指導	×	○	×	×	×	
	週休日等の部活動指導	×	○	○	×	×	
教員 のみ 参加	合宿等の宿泊を伴う部活動指導	○	○	×	×	○	高等学校のみ適応
	府レベル	○	○	×	×	○	
	全国・近畿レベル	×	×	×	○	×	
	大阪府で開催される全国・近畿レベル	○	○	×	×	○	

# 【任意団体の活動に伴う出張の取扱いについて】

—平成19年3月30日付 教委校(全)114号—

## 1. 任意団体の定義及び出張の考え方について

本市の教育行政、学校教育に密接に関連した諸課題の解決や教育実践、調査研究などについて、従来より有益な活動を行っており、代表の選出や組織の運営が民主的に行われている団体（校長会、教頭会、教育研究会、事務研究会等）を指す。しかしながら、各団体における組織運営の基本方針や人事等については、必ずしも本市職員の職務として結びつかない場合もある。よって、任意団体の活動を個々に精査し、本市の学校教育に密接に関する活動については、「公務」として取扱い、出張を可能とする。

## 2. 任意団体への出張について

### （1）府内を単位とする組織の場合

本市学校教育に関する任意団体の活動の場合で、本市の教育行政、学校教育等に直結する調査研究、協議会、理事会等組織の意志決定に関する者については、出張を可能とする。  
ただし、総会（※1）は除く。

### （2）府外を単位とする組織の場合

原則的に出張を認めない。

ただし、研究協議会等について、その内容を担当課（※2）が精査し、本市の教育行政、学校経営等に深く関連すると認めた場合は、関係する学校園に伝達講習を行うことのできる最低限度の規模での出張を可能とする。なお、管外出張の場合は、担当課が作成した副申書を出張内申書に添付する。ただし、総会（※1）は除く。

（※1）前年度決算報告や当年度予算審議、新役員の選出・紹介、あいさつ等の式典的なもの

（※2）教育に関する内容については指導部各課及び教育センター、事務職員に関する内容については教職員課管理担当。その他については所属する各課で判断する。

	任意団体が主催する活動の種類	出張の扱い	備考
府内の組織	総会等式典的なもの	×	
	理事会等組織運営に関するもの	○	総会が同時開催される場合、総会（※1）の部分は除く
	講演・研究協議会等（役員等、組織的活動としての参加）	○	総会が同時開催される場合、総会（※1）の部分は除く
府外の組織	総会等式典的なもの	×	
	理事会等組織運営に関するもの	×	
	講演・研究協議会等（役員等、組織的活動としての参加）	条件あり	管外出張の場合は、担当課が作成した副申書を出張内申書に添付 総会が同時開催される場合、総会（※1）の部分は除く
	全国規模の団体の役員等の業務	×	職務免除については、教職員課と個別協議が必要

### 3. その他

- (1) 盲・聾・特別支援教育諸学校については、障害種別ごとの学校数が、市内・府下において少ないことから、次のとおり取扱うこととする。
- ①盲学校・聾学校・病弱支援学校は「府外の組織」についても「府内の組織」として取扱う。
- ②知的障害学校・肢体不自由学校は「府外の組織」のうち「近畿地方の組織」については、「府内の組織」として取扱う。
- (2) 中学校、高等学校及び盲・聾・特別支援教育諸学校における体育連盟関係の役員等については、平成18年11月24日付教委校（本項前述）で通知したとおり扱う。
- (3) 各任意団体が主催する講演・研究協議会等に個別の校園の課題等に対応するため、職務上参加する必要があり、予算の範囲内で校園長が必要と認める場合は従来どおりの取扱いであることを、念のため申し添える。ただし、総会が同時開催される場合、総会（※1）の部分は除く。